

## 2018(平成30)年度同和問題等啓発ポスター制作等企画提案コンペ参加仕様書

### 1 企画提案コンペ（同和問題等啓発ポスター制作）の目的

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権の尊重が重要な課題と認識されるようになりました。しかし、その一方で、社会環境の変化によって新たな人権問題も生じてきており、多様な人権問題に取り組むことは喫緊の課題となっています。

今日、差別撤廃に向けてさまざまな取り組みがなされているにも関わらず、残念ながら、人権侵害は存在しており、なかでも部落差別は、解決へ向けて進んではいるものの、結婚や就職等に際しては依然として差別が後をたたない状況にあります。

今後とも地方公共団体はもとより、県民一人ひとりが同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要があります。

そこで、広く県民に対して人権意識の高揚を図るため、この同和問題等啓発ポスターを制作することとし、業務の実施に際して企画提案コンペを実施することにより、より効果の高い啓発の実現を図ります。

### 2 委託業務の内容

(1) 委託業務名 2018(平成30)年度同和問題等啓発ポスター制作等業務  
(2) 委託業務概要 県民が同和問題等を正しく認識し、差別に対して真剣に取り組み、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくさなければならない」という人権意識の普及・高揚を図ることのできる啓発ポスターの制作・印刷・配達。

(3) 委託期間 契約の日から平成30年9月28日までとします。

(4) 仕様

a ポスター

ア 規格 コート135kg  
カラー4色刷り

(紙の調達にあたっては、古紙パルプ配合率の高い製品あるいは、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品などを優先するよう努めてください。)

イ 数量 ①B2判（縦版）（728mm×515mm）100枚  
②A2判（縦版）（594mm×420mm）5,700枚

ウ 配送 ①市役所及び町役場

②国公立及び私立小・中学校、高等学校等  
③県庁、県総合庁舎及び地域機関、警察署、法務局  
④「基本法三重」加盟企業・団体及び県内の病院  
⑤人権懇話会加盟企業及び各種協会  
⑥県人権センター等

以上計約680箇所程度を予定（各所指定する枚数）

送付先データ（所属名・住所・枚数等）は、エクセルファイルで提供します。

送付にあたっては、人権センターが提供する送付文書データを必要数印刷のうえ同封して当センターからの発送物であることを明示してください。宅配便、郵送共に可。

b ポスターのデジタルデータ1式

ア デジタルデータ形式(CD-R) 2枚

イ JPEG及びPDF形式(CD-R) 2枚

タテ版及びヨコ版のデジタルデータを提出してください。

### 3 契約上限額

金1,458,000円

(消費税及び地方消費税込み。これを超える提案及び契約はできない。)

#### 4 企画提案コンペの実施方法

提出された企画提案資料をもとに、「同和問題等啓発ポスター制作等企画提案コンペ選定委員会」においてその内容の審査し、最優秀提案を選定します。

県は、最優秀案を出した業者と随意契約を行います。随意契約は見積書の提出により行います。

##### (1) ラフ案、企画提案資料提出期限・場所

提出期限：平成30年5月25日（金）午後5時

提出場所：三重県人権センター啓発課 津市一身田大古曽693-1

##### (2) プレゼンテーション

選定委員会において特に必要があると認める場合を除き、プレゼンテーションは実施しません。

##### (3) 最優秀案の選定等審査基準について

県の設置する「同和問題等啓発ポスター制作等企画提案コンペ選定委員会」により、次の①～②の基準により審査します。

① 下記適否判定基準により適否判定を行います（但し、提案件数が10件に満たない場合は②と同時に行います）。

- ・形式 → 提出を求めたものがすべて指示のとおりそろっているか。
- ・目的の合致 → 委託目的と提案が合致するか。
- ・手段現実性 → 表現が十分検討されており現実性が高いものか。
- ・経費 → 指示した金額以内であるか。
- ・趣旨理解度 → 全体として趣旨を理解した提案か。
- ・明瞭性 → 提案から趣旨が明瞭に理解されるか。
- ・提案性 → 全体として提案内容に価値があるか。

② 「適」とされた提案のなかから、下記選定基準により優良提案を選定し、業務遂行体制・スケジュール及び見積価格を勘案して最優秀提案を決定します。

- ・企画 → 適切な企画を提案しているか。
- ・問題提起度 → 人権問題を解決していくこうとする提案か。
- ・簡潔性 → 要点をとらえた簡潔な表現か。
- ・表現力 → 的確かつ優れた表現であるか。
- ・インパクト → 見る人に訴えるものがあるか。
- ・明瞭性 → 明確に内容が理解できるかどうか。
- ・汎用性 → 広くテーマを訴える内容か。
- ・斬新性 → 新しい表現が見られるか。
- ・実効性 → 啓発効果が期待できるか。
- ・価格性 → 低廉な提案価格であるか。

#### 5 提出を求める企画提案資料等

##### (1) 同和問題等啓発ポスター・ラフ案 各案毎に1部提出

提出するラフ案は、1業者あたり2案以内とし、大きさはB2版としてください。また、次の①から⑥を踏まえて作成してください。

① 県民が、同和問題等を正しく認識し、差別に対して真剣に取り組み、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくさなければならない」という人権意識の普及・高揚を図ること。

② キャッチコピー、サブコピーはコンペ参加者が提案すること。

県民一人ひとりが、人権啓発の主体であり、「差別問題は他人事ではない」との意識付けを行うような、斬新で、インパクトのあるコピーで表現すること。

また、子どもからお年寄りまで各年齢層を対象とするので、わかりやすさにも配慮すること。

なお、提出されたコピーは、一部変更や、新しいコピーに差し替える場合があります。

③ そのコピーを踏まえて、人権尊重の精神を明るい表現、プラスの表現で訴える図案とし、差別をなくしていこうとする思いの伝わるポスターとすること。

④ 人の目に止まるようなビジュアルを念頭におくこと。

⑤ ポスターの配布及び掲出場所は次のとおりとします。

市町の役場等公共施設、小・中・高等学校、県本庁及び各総合庁舎掲示板  
交番・駐在所及び警察署、民間企業、銀行、病院等

⑥ 制作するポスターは、B2縦版、A2縦版ですが、横版でも使用できる図案とすること。

(2) ポスター制作にかかる企画書（様式1、A4縦版で提出）を各ラフ案毎に10部提出

① ポスター・ラフ案のタイトル、制作意図を記入すること。

② 別紙様式1により、ラフ案毎に作成すること。

(3) 企画制作、印刷、配送等業務執行体制・スケジュール及び見積書 各1部提出  
当該受託業務を行う執行体制及びスケジュール  
設計及び積算内容の費用内訳書（消費税込み・外税表記のこと）

(4) 本コンペに参加するものは、別添様式2の確認書兼誓約書の参加資格を満たしているものとし、確認書兼誓約書に署名、捺印のうえ提出すること。また、三重県内に本支店又は営業所等がある場合にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写しを1部提出すること。

(5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写しを1部提出すること。

(6) 審査会において、審査のために必要がある場合には、ラフ案について一部修正を行ったものを審査見本として提出していただく場合があります。

## 6 説明会の開催

日時：平成30年4月26日(木)午前10時00分から

場所：津市一身田大古曾693番地の1

三重県人権センター3階AVセミナー室

## 7 業務実施上の留意点

### (1) 制作委託契約後の体制確保

制作にあたっては、県が十分検討でき、県の意見を反映し得るような体制（日数・時間数）を確保すること。

最優秀案決定は「ラフ案」で行いますので、県が必要とする調整を行っていたい場合があります。（例えば、図案・写真・文字等について「ラフ案」の修正を行っていただいたり、そのために必要な資料収集を行っていただく必要があります。）

### (2) 成果物の著作権

著作権は、三重県に帰属するものとします。県が行うあらゆる啓発に使用します。（例：手提げ袋、ウェットティッシュ、下敷き、クリアフォルダー等）

また、他の媒体への使用料は無料（支払いはないもの）とします。

(3) 制作計画(案)

4月 26日(木)	コンペ参加希望事業者への説明会
5月 25日(金)	ラフ案提出期限
6月上旬～中旬	ポスター制作選定委員会の開催
6月下旬	ラフ案の決定、原稿第1次案提出指示
7月上旬	最終原稿打ち合わせ
7月中旬	最終原稿決定
7月下旬	版下制作
8月上旬	色校正・デジタルデータ提出
9月中旬	納品(発送)

(4) 再委託は認めません。但し、配達等契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではありません。

(5) 個人情報の保護

委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対しても、三重県個人情報保護条例第53条等の罰則規定が適用されますので留意してください。

(6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(7) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ① 受託者は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ・断固として不当介入を拒否すること。
  - ・警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ・発注所属に報告すること。
  - ・契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- ② 受託者が上記①の警察への通報又は発注所属への報告義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約から暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づき落札資格停止等の措置を講じます。

## 8 その他

(1) 企画提案等に要する費用の負担

企画提案資料制作、説明会への参加にかかる経費は、参加事業者の負担となります。

(2) 企画提案資料等の終了後の取扱い

提出された資料は返却しません。

(3) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 提出された資料は、三重県情報公開条例に基づきその一部が情報公開の対象と

なることがあります。

(5) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。

ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

契約書の作成に要する費用はすべて受託者の負担とします。

(6) 委託契約代金の支払いは、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後支払うものとします。支払方法は、適法な請求書を三重県が受理した後、30日以内に指定された金融機関に振り込むものとします。

(7) 本業務の仕様及び企画提案に関する質疑・確認等は平成30年5月16日(水)午前11時までに文書で行うものとします。質問への回答は、平成30年5月18日(金)午後5時を期限として回答するものとします。

#### 9 問い合わせ先

〒514-0113 津市一身田大古曾693番地の1  
三重県人権センター 啓発課 山田、井関

電話059-233-5501 FAX059-233-5511